

# Global Village

## オリエンテーションハンドブック



# 目次

1. ハビタットについて
2. GVプログラムについて
3. 各組織の役割
4. GVチームの役割
5. GV参加資格
6. セーフガーディング方針と行動規範
7. GVプログラムに掛かる費用
8. GV参加に向けた準備一覧
9. 渡航に向けた準備一覧
10. 渡航中の注意点
11. GVボランティア中の海外旅行保険
12. 緊急時対応プラン
13. GVボランティア保険金請求手続き
14. 健康管理について
15. 渡航先の治安情勢について
16. キャンセル規定について



HOME

## I. ハビタットについて

### I. ハビタット・フォー・ヒューマニティについて

#### Our Vision:

A world where everyone has a decent place to live  
(誰もがきちんとした場所で暮らせる世界)

#### Our Mission:

Bring people together to build homes, communities and hope  
(手を取り合い、家、コミュニティ、そして希望を築く)

#### About Habitat for Humanity:

「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界」の実現を目指して1976年に草の根の市民団体としてアメリカ・ジョージア州で誕生した住まいを専門とする国際NGOです。アメリカ国内をはじめ世界70カ国を超える国々に活動を広げ、住まいの支援を必要とする人々と手を取り合い、「家」と呼ぶことができる住まいの建築や修繕に取り組んでいます。皆さまからの寄付をはじめ、ボランティアとしての参加や、きちんとした住まいの必要性を伝え広めることで、家族がより良い未来を築く上で欠かせない活力や安定、自立を支えることができます。住まいの支援を通じて、ハビタットはエンパワーメントを高めています。

#### About Habitat for Humanity Japan:

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナルの日本法人として2003年に活動を開始して以来、これまでに25,000人以上のボランティアと手を取り合い、国内外で活動しています。アジア太平洋地域のハビタット・オフィスと連携し、国内でのファンドレイズと現地へのボランティア派遣を通じて、各国の住居建築や修繕をサポートするほか、国内では、高齢者や障がい者、ひとり親家庭、また生活困窮者が抱える住まいの問題に寄り添い、清掃・片付け支援や施設修繕支援を通じて、誰もが安心、安全に暮らせる住まい、そしてコミュニティを持てるよう活動しています。



## 2.GVプログラムについて

### 2. GVプログラムについて

ハビタットの海外建築ボランティア「グローバル・ビレッジ（以下GV）」とは、全世界的に実施されるハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナルのボランティアプログラムです。世界中のボランティアがチームを組み、ハビタットが建築支援を実施する国に赴き、現地の支援プログラムに参加します。ボランティアチームは、現地で取り組まれる家の建築をはじめ、家の修繕や、トイレや手洗い場といった衛生設備の設置のほか、その地域で必要とされる施設の建築などに参加します。

一方、家を持つことになる家族（ホームオーナー）は、ハビタットのスウェットエクイティ制度を通じて、建築活動の一部に参加することが求められています。ホームオーナー自らが建築活動に参加することにより、家のメンテナンスに必要なスキルを習得できるほか、建築に参加するボランティアや地域住民による助け合いを通じて、人としての尊厳や地域への連帯感、愛着を育まれ、平和なコミュニティを築くきっかけになるとハビタットは考えています。

GVは、1988年に開始されて以来、世界中のボランティアが海を渡り、住まいの支援を待つ家族のもとで建築支援に参加しています。日本からは、アジア太平洋諸国を中心に、これまで15,000人以上のボランティアがGVに参加しています。

※1 ご参加頂く建築プロジェクト、またホームオーナーが置かれる状況によっては、ホームオーナーや地域住民の参加がないことがあります。



## 2.GVプログラムについて

### ◆ GVプログラムで得られる経験

GVへの参加を通して、異なる文化や価値観に向き合い、これまでにない自己啓発の機会を得て、帰国時には以前と違う自分を発見してみませんか。

#### -自立心の確立

海外に赴き、チームのメンバーをはじめ、言葉や文化、生活習慣の異なる家族と共に「家を建てる」という目標に向かう中には、異なる価値観や困難を感じる経験に出会うこともあります。こうした経験は、自分自身の在り方を振り返り、視野を広め、そして困難を乗り越える力を育み、自立心を確立する機会となります。

#### -リーダーシップ力の向上

GVはチームでの活動であり、リーダーシップ力を実践する場です。ハビタットはチームリーダーがすべての役割を担うのではなく、メンバー一人ひとりがGVに掲げたチーム目標の達成に向けてリーダーシップ力を発揮できるよう、それぞれがチームの中で役割を担えるチーム作りを推奨しています。

#### -学習の機会

GVは、住まいの支援を必要とする家族が抱える貧困問題をはじめ、さまざまな社会、経済問題について学ぶ実習の場です。一般的な海外旅行では訪れる事のない土地で生活する人々の暮らしに触れ、交流を持つことで、今までと異なる物事の見方を知り、本当の意味での異文化理解や文化交流を体験することができます。

#### -チームとしての結束

現地の家族や地域の人々をはじめ、チームのメンバーと共に同じ目標に向けて活動し、汗を流す過程では、多くの充実感や達成感を共有することになります。こうした共有は「絆」を育み、人生をより豊かにするものになるでしょう。こうした「絆」を育む上で、渡航前のチームビルディングは有用です。ハビタットは、準備段階からミーティングや勉強会、募金活動を行うことを奨励します。

#### -自己再発見

多くの参加者は、「与えるよりも与えられるものが多かった」と活動を振り返ります。GVへの参加は、自分自身と向き合い、自分の心に触れるきっかけとなり、新しい才能や長所を発見するきっかけとなるほか、感謝の気持ちを持つことの大切さに気付くきっかけにもなります。

#### -ボランティア精神の向上

GVで得た経験に刺激され、再度GVへの参加を希望するのはまれなことではありません。また、GVを通じて国際協力に関心を持ち、大学院への進学やNGOへ就職する方もいます。ハビタットはこのような献身的で熱心なGV卒業生からのご報告を受けることを嬉しく、また誇りに思います。

#### -ビジョンの共有

帰国後、多くの参加者はその体験を他の人々と共有する気持ちが芽生えます。チームの多くが報告会などを開催し、現地の問題をはじめハビタットの取り組み、ご自身の経験などを伝えています。



## 2.GVプログラムについて

### ◆ GVプログラムに参加する方法

#### - チームを結成して参加する

12名～20名程度（国により最少必要人数の条件があります）の参加者を集め、チームを作り参加する。

#### - オープンチームをつくる/オープンチームに参加する

チームリーダーとしてオープンチームを発足し、参加希望者を公募し、12名以上のチームを作り参加する。  
もしくは公募

中のオープンチームに個人として参加する。（詳細はジャパン事務局までお問合せください）

#### - ハビタット・ジャパン企画のGVプログラムに参加する

個人参加者向けにハビタット・ジャパンが旅行会社と共に企画するGVプログラムに参加する。（詳細はハビタット・ジャパンのホームページをご確認いただくか、ハビタット・ジャパン事務局までお問い合わせください。）

### ◆ GV期間について

## GV=Build（建築活動）+ Social Learning and Exchange（交流と学び）

GVプログラムは、受入国での建築活動（Build）と、訪問するコミュニティの人々との交流（SLEA:Social Learning and Exchange）から構成されます。原則GV期間に観光は含めません。ただし、活動前後にチームの手配により、現地の歴史や文化を知る機会（フリータイム）を設けることは認めています。

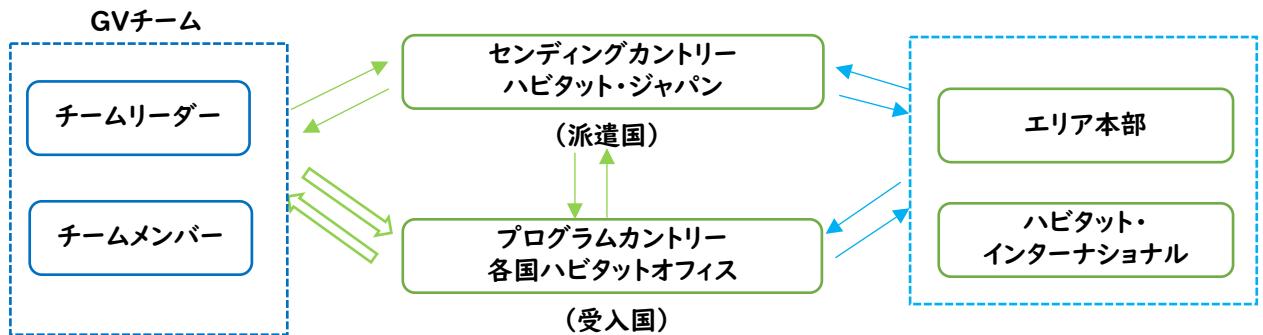
チームは、建築活動の前々日（Day1）までに現地に到着し、現地でのオリエンテーションを受け、慣れない土地での気候や環境に慣れることが理想です。建築活動期間は原則5日程度（月～金）※1となります。現地滞在期間は、GVそのものの活動と、活動前後のフリータイムを含め（オプション）、最大でも10日程度が最適と言えます。

Day1	Day2	Day3	Day4- Day 6	Day 7	Day 8	Day 9	Day 10
現地 到着	サイト 移動 または フリータ  オリエンテーション	ビルト 初日	ビルト 2-4日目	ビルト 最終日	都市への移 動または フリータイム	現地出発	

※1 ただし、インドネシアは建築活動日数6日を選択できるため、建築活動が水～金曜、と翌月一～水曜の6日間となり、フリータイムが活動の合間（週末）に入ります。

### 3.各組織の役割

## 3. 各組織の役割



#### ハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナル:

世界各国に広がるハビタットオフィスを統括する本部です。グローバルでの戦略とゴールを策定し、各国のハビタットオフィスの事業をサポートするほか、世界全体のGVプログラムを統括しています。安全を第一に、各国の安全情報を常にモニタリングし、GVチーム受入国において情勢が悪化した場合やその他の有事が発生した際は、その国でのGVの実施の可否を決定します。

#### ハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナル 地域本部:

ハビタット・インターナショナルは、世界を大きく4地域（ラテンアメリカとカリブ海地域・アジア・ヨーロッパと中東・アフリカ）に分け、各地域を統括する「地域本部」を構えています。ハビタット・ジャパンはアジア太平洋地域に所属し、フィリピンのマニラに地域本部が置かれています。地域本部は、地域圏内における各国の活動をはじめ、GVが安全に運用されるかをモニタリングし、GVをはじめ各国の事業をサポートしています。

#### ハビタット・ジャパン（派遣国：センディングカントリー）:

ハビタット・ジャパンはGVプログラムに参加するチームを受入国に派遣する役割を担います。チーム毎にハビタット・ジャパンのスタッフ一名がセンディングコーディネーターとして任命されます。センディングコーディネーターは、チームの書類上の手続きをはじめ、渡航に向けた準備から帰国まで、チームが安心して活動できるよう日本からサポートするほか、チームと受入国側の調整を見守りし、必要に応じて助言を行います。

#### 各国のハビタットオフィス（受入国：プログラムカントリー）:

自国の支援を立案し実行します。国内の治安や政治情勢をはじめ、プロジェクト内容からハビタット・インターナショナルにGVチームの受け入れが認められた国はGVの受入国になります。GVプログラムに参加するチーム毎にホスティングコーディネーターが任命され、現地受け入れのための調整及び助言を行います。



## 4.GVチームの役割

### 4. GVチームの役割

GVチームは、受入国で現地の家族とともに家を建てる以外にも大切な役割があります。まずは、GVチームの3つの役割をご理解いただけますようお願ひいたします。

#### ➤ House Building（住居問題の解消を目指して「家」を建てる）

活動先（受入国）で安心して暮らせる住居を必要とする家族のために、セメントをこねたり、ブロックを運んだり、レンガを積み上げるなど、建築活動に参加してください。

#### ➤ Awareness Raising（住居問題への意識・関心を高める）

GVで経験したことや学んだことを周りの人々に伝え、住居問題への関心や意識を高めてください。

#### ➤ Fund Raising（住居問題を解決するための資金を集める）

息の長い支援が住まいの支援に求められています。ハビタットが活動する意義を理解し、寄付を通じて活動を支えてください。

#### 参加者的心構え

- ・ ハビタットは旅行会社ではありません。参加者の皆さんには、ハビタットが掲げるビジョンを理解した上で、そのミッションを果たすために活動に参加し、ハビタットとの対等なパートナーシップに基づき協力しあい、GVを作り上げていきます。
- ・ GVプログラムは、「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界」を目指すハビタットのビジョンに基づいて運営されています。このプログラムに参加するということは、ハビタットのビジョンを尊重し、その実現を目指すことを意味します。
- ・ GVプログラムでは、チームのリーダーもしくは渉外担当者が日本側のハビタットコーディネーターや受入国のコーディネーターと連携し、渡航準備を進めていきます。受入国側のニーズと皆さんの要望（活動内容や日程）が見合うようバランスをとりながら調整が行われますが、希望が叶わない場合もあることをご理解ください。
- ・ ハビタットまたはチームリーダーからの連絡には必ず目を通し、提出物などの締切りは厳守してください。
- ・ 渡航にあたっての準備をチームリーダー任せにせず、チームリーダーをサポートするようにしてください。
- ・ 現地での諸注意、渡航先の情勢については、参加者一人一人が最新の情報を収集するよう努めるほか、安心してGVに参加できるよう、渡航前から帰国まで、自己の健康管理に努めるようにしてください。

## 5.GV参加資格

### 5. GV参加資格

**年齢：**15歳以上※1で心身ともに健康な方。年齢に上限はありません。ただし、未成年者は年齢により作業内容に制限があるほか、チーム内に未成年者の監督者（引率者）が必要です。詳しくは、「未成年者のGV参加に係る規則」を確認ください。

※1 活動開始日時点（基本的に出発日当日）。

**英語力：**コミュニケーションを取ることができる程度の英語力。ただし、チームリーダーと副リーダー（もしくは現地スタッフとの連絡窓口となる方）に関しては、事前準備をはじめ、渡航中に現地スタッフとやり取りを行うため、TOIEC 600点以上のレベルが求められます。

**以下の内容に同意できる方（全参加者対象）：**

- ・ ハビタット・フォー・ヒューマニティは旅行会社ではないことを理解し、参加者としてハビタットと対等なパートナーシップに基づき、協力してそれぞれの役割や責任を果たしながら、GVプログラムをつくりあげていくことを約束します。
- ・ GVプログラムは、「誰もがきちんとした場所で暮らせる世界の実現を目指す」というハビタットの理念に基づき、またハビタットの活動指針に従い運営されていることを理解・尊重し、本プログラムに参加します。
- ・ 受入れ先のニーズや状況が必ずしもチームの希望に沿わないことがあることを理解し参加します。
- ・ ハビタットの「セーフガーディング方針」を理解した上で、「行動規範」、「ボランティア参加に係る誓約書」および「ボランティア合意書、権利放棄及び免責合意書」に同意および署名の上参加します。
- ・ ビザ発給等の海外渡航に関する手続きは参加者自身の責任において行います。申込み前に各チームの責任のもと各国大使館等への事前確認を行うことを約束します。※ただし、ビザ発給にハビタットの「推薦レター」が必要となる際は、ハビタット・ジャパンで発行します。

チームリーダーは、上記参加資格に加え、「チームリーダーハンドブック」を熟読し、リーダーに求められる参加資格を満たすとともに、リーダーの役割を十分に理解できた方になります。

## 6. セーフガーディング方針と行動規範

### 6. セーフガーディング方針と行動規範

子どもも大人も、すべて人々は、尊厳と権利を有しています。ハビタットは、支援する子どもや家族、また協力しあうコミュニティの人々、スタッフそしてボランティアの安全を守る組織としての、また集団、個人としての責任を認識しています。ハビタットは、スタッフ、ボランティア、その他の関係者によって引き起こされる可能性のある、社会的弱者、子ども、そして私たちがパートナーとして関わる人々に対する危害の予防と対応に取り組んでいます。ハラスメント、いじめ、身体的または性的虐待、搾取は、いかなる人に対しても容認しません。

#### ◆ セーフガーディングの必要性

ボランティア活動中は、ハビタットのスタッフや代表者、パートナーファミリー、そして様々なコミュニティの人々と接することになります。

ハビタットの活動の性質上、ボランティアを含むスタッフや代表者は、非常に脆弱な状況にある人々やコミュニティを支援する一方で、しばしば権力を持つ立場にあります。

ボランティア、チームリーダー、家族、コミュニティメンバー、ハビタット・スタッフ、パートナーは、安全な環境（いじめ、セクシャルハラスメント、虐待、搾取、その他の危害のない環境）で活動しなければなりません。そのためには、他者を尊重する必要があります。

注意をはらい、積極的に、責任感を持って行動することで、地域社会の発展に寄与することができます。

セーフガーディング方針への  
理解、行動規範に  
同意くださりありがとうございます！



#### ◆ ハビタットのボランティア行動規範

他者を尊重するコミュニティを作る

すべての人々の人権を尊重し、受益者やコミュニティメンバーを搾取や虐待から守る

現場の安全を最優先する

アルコール、薬物、武器は一切容認しない

ギフトポリシーを守る

団体の資産を守る

守秘義務を守る

声をあげよう！



## 6. Safeguarding Policy and Code of Conduct

### コミュニティでの交流

- 子どもや社会的弱者がいるコミュニティでボランティア活動を行う場合は、常に自分自身と彼らの安全を優先し、すべての活動において危害から保護される権利を守る。
- ハビタットと私たちが奉仕するコミュニティとの間に内在する力の不均衡に留意する。虐待や嫌がらせ、辱め、差別、搾取と受け取られるような行動は避ける。
- 性的搾取、虐待、ハラスメント(SEAH)、差別を防止するためのセーフガーディング規則を遵守し、誰にとっても安全で尊重される環境を作る。



- 自分自身に寄せられた信頼を認識し、子どもや社会的弱者に危害を加えるような方法で自分の立場を決して悪用しない。
- 子どもや社会的弱者への共感を持ちつつ、一人ひとりに敬意と尊厳をもって接する。
- ハビタットとパートナーを組む子ども、社会的弱者、コミュニティの人々、家族に対して、2人きりで過ごしたりしないこと。子どもと接する際は最低2名の大人が同伴すること。それが不可能な場合は、他の人から視認できる状態を保持すること。



### 個人用デバイスの使用

ハビタット・フォー・ヒューマニティでのボランティア体験中に撮影した写真は、主に、世界的な住宅需要について家族や友人を教育し、情報を提供し、ハビタット・フォー・ヒューマニティの使命を支援するために使用されるべきです。ハビタット・フォー・ヒューマニティーのパートナーであるコミュニティメンバー、子ども、社会的弱者、家族の写真を撮影することは極力控えること。これらの画像をソーシャルメディアなどに投稿することは禁止されています。

#### 留意事項:

- すべての交流が礼儀正しく、適切であること。
- 自身の行動とコミュニケーションを自己管理し、信頼性と適切な境界線を維持すること。
- ハラスメント、虐待、ネグレクト、不適切な行為を目撲した場合、またはその疑いがある場合は、直ちに報告すること。



#### 報告する方法:

✓ 日本のセーフガーディング・デスク  
メール [safeguarding@habitatjp.org](mailto:safeguarding@habitatjp.org) Tel :03-6709-8780

✓ ハビタット・インターナショナルの倫理・説明責任ライン  
電子メール [heal@habitat.org](mailto:heal@habitat.org) (英語以外の言語)  
アクセス:[heal.habitat.org](http://heal.habitat.org) (英語のみ)



ハビタットスタッフ  
や関係者による行  
動規範違反やそ  
の他不適切な行  
為が疑われる場  
合は、声を上げて  
ください"

ハビタット・フォー・ヒューマニティの内部告発保護ポリシーは、不正行為に関する善意の懸念を共有した個人に対し、ハビタット・フォー・ヒューマニティの他の代表者による報復または報復の脅威から、その匿名性や安全を含む一切の保護を保証し、報復を明確に禁止しています。意図的に虚偽の申し立てを提出することは詐欺行為であり、ハビタット・フォー・ヒューマニティの方針に従って処理されます。



## 6. セーフガーディング方針と行動規範

### ◆GV期間に認められない活動

GVプログラムは、ハビタットのセーフガーディング方針に則り、建築活動(Build)と、訪問するコミュニティの人々との交流(Social Learning and Exchange)から構成されます。こうした公式なGV活動に加えて、チームの手配と自己責任により、現地の歴史や文化を知る機会をフリータイムとして活動前後に設けることができます。ただし、フリータイムにおいても、ハビタットのセーフガーディング方針を遵守していただくことから、以下の活動は認められていません。

#### ➤ 学校や孤児院、その他社会的に弱い立場に置かれた方との交流を目的とした訪問:

社会的に弱い立場にある方との一時的な交流は、時に意図しない依存関係へつながる恐れがあります。一方、ボランティア自身にも不必要なリスクを負わせる可能性もあります。ハビタットは、GVボランティアによる交流のみ目的とした学校や孤児院などへの訪問は原則禁止としています。

#### ➤ 観光目的の娯楽:

娯楽目的の観光、例えば、宿泊を伴うリゾート地への訪問や、危険を伴うスポーツ(バンジージャンプや水上スポーツなど)、また動物への配慮を欠いた触れあい、ただしこれらに限定されない娯楽目的の観光は行うことはできません。

#### ➤ 飲酒や違法薬物:

飲酒は推奨せず、いかなる場合でも過剰な摂取や20歳未満による飲酒は禁止です。なお、飲酒年齢制限は国により異なるためご注意ください(インドネシアは21歳未満禁止)。GV期間中にアルコールを過剰摂取する場所(バーやイベント等)に行くことは健康を害することから認めてません。また、建築活動先にアルコールや違法薬物を持ち込むことはできません。麻薬などの違法薬物の所持や摂取は国によっては厳罰(最も重いものは死刑)の対象となるため、絶対に手を出さないでください。飲酒や違法薬物の摂取により発生したケガなどのリスクについてはGV保険でカバーされません。

\*GV期間中に認められない活動により発生したケガや疾病などのリスクは、  
GV保険でカバーされない場合があります。



## 6. セーフガーディング方針と行動規範

### ◆ 現地での写真撮影およびソーシャルメディアの取り扱い

GVボランティアの役割の一つが、ボランティア活動を通じて見聞きしたことを周りの人に伝え広め、住まいの支援に賛同くださる仲間を増やすことです。ボランティアの皆さんによる対面やオンラインでの活動報告は、ハビタットの「手を取りあう支援」を推し進めていく上で大切な取り組みです。

しかしながら、活動の伝え方一つで、ハビタットの取り組みやコミュニティとの関係に影響を及ぼすことがあります。また、支援対象となる大人や子どもを含むコミュニティのメンバーを危険にさらす可能性もあります。こうしたリスクを未然に防ぐために、全てのボランティアはハビタットの「ボランティア行動規範」及び「ボランティアの写真及びSNSガイドライン」を遵守することが求められています。特に、以下の点に注意した上で、是非皆さんの活動を伝え広めてください。

- GV期間中に知り合うコミュニティの人々、子ども、弱い立場に置かれた人々、また、家族の写真を撮影する際には、必ずご本人（子どもの場合は保護者/保護監督者及び本人）の事前承諾を得ること。
- 撮影した写真をチームのソーシャルメディア※1に投稿する際は、ご本人からの掲載許可が取れているかを確認した上（ただし子どもは除く）で、以下の原則を守ると共に、投稿の写真が住宅や建築、関連プロジェクトにおけるハビタットの活動を正しく表す内容かを確認すること。
  - 個人を識別できる子どもが写っていないか（後ろ姿や手元、顔がぼやける写真等はOK）
  - 尊厳を損なう描写ではないか（上半身が裸）
  - 建築現場の安全性は守られているか
  - 撮影時のGPS情報（所在地情報）はオフになっているか
- ※1 GV期間中にコミュニティ内で撮影された識別可能な人物の写真を個人のソーシャルメディアアカウントに投稿することは禁じられています。
- 個人のソーシャルメディアアカウントの交換を行わないこと。

建築活動現場で撮影された皆さんのチーム、個人投稿には必ず  
”#BokuranoGVStory”, ”HabitatJapan”  
をつけハビタット・ジャパンのアカウントをタグ付けください！



## 6. セーフガーディング方針と行動規範

### ◆ ギフトギビングポリシー (Gift-Giving Policy)

現地では、出会った家族やコミュニティの人々に更に貢献したいという思いを強く持つかもしれません。その結果、過去にも個々の家族に直接贈り物をしたチームがありました。善意でなされたことですが、このような行為はハビタットのGVプログラムの目的に反してしまいます。贈り物をすることは、例え善意であっても、様々な悪影響を及ぼす可能性があることをご理解ください。

- 多くの文化では、贈り物を受け取ることは、お返しが必要になることを意味します。
- ある地域で贈り物を受けとった人と受け取らない人がいると、贈り物が嫉妬を招き、コミュニティ内の人間関係に影響を与える可能性があります。また、贈り物が将来のボランティア・チームに悪影響を与える可能性があります。

ただし、チームと相手にとってのみ価値のある物（集合写真や寄せ書きなど）は本ポリシーに該当しません。贈り物を検討する際はホスティングコーディネーターにご相談ください。

#### ➤ 子どもたちに個別のプレゼントを贈ることは推奨されません

サッカーボールやシャボン玉、風船などは、子ども達との交流を目的に持参いただけます。ただし、事前にその旨をホスティングコーディネーターに相談しましょう。なお、持ち込むものは以下に留意しましょう。

- すべての子どもが参加できるもの（一人に共有されたものは、全員に共有されることが期待される）
- 宿泊先に持ち帰れるもの

活動後に寄付を希望するものは、ホスティングコーディネーターに相談してください。チームの活動終了後、ホスティングコーディネーターがコミュニティ全体に分配されるかを確認します。

## 7. GVプログラムに掛かる費用

### 7. GVプログラムに掛かる費用

GV参加にあたっては、以下の費用が発生します。

必要な費用	支払先	その他備考欄
GVプログラム参加費 (GVドネーション)	ハビタット・ジャパン	チーム受入国と属性(学生/一般)により異なります。 <a href="#">こちら</a> をご参照ください。
加入必須 GV向け海外旅行保険	ハビタット・ジャパン	GVプログラム中に発生しうる疾病やケガに備え、参加者全員に加入いただく海外旅行保険です。詳細は本紙「GVボランティア中の海外旅行保険」P24をご参照ください
緊急時対応用資金	ハビタット・ジャパン	緊急時にボランティアの安全を守るためにハビタット・ジャパンが積み立てを行う緊急時の予備資金です。1,000円/名頂戴します。
イノベーションファンド	ハビタット・ジャパン	GVプログラムの安定的な運用のために、ハビタット・インターナショナルより求められる支援になります。20ドル/名になります。
現地滞在費 ※食費、宿泊費、交通費など	渡航先にて請求元に実費で支払う	ホスティングコーディネーターとリーダーが現地活動日程にあわせて事前に予算をたてます。予算表にある費用は現地で発生する最低限の費用であり、余裕をもってご用意ください。
渡航費用	旅行会社など	航空券をはじめ、その他、受入国への入国にあたり必要な査証代やその他費用(予防接種費用など)をご用意ください。
チーム予備金	チームで保管	現地で発生した医療費などを一時的に工面できるように、チームとして予備金を予め徴収し、リーダーが管理することをお勧めします。

#### ➤ GVプログラム参加費(以下、GVドネーション)

GVに参加頂くにあたり、参加者お一人お一人にGVドネーションをお支払いいただきます。GVドネーションは国により異なります。同一の国でもチーム人数により異なることもあります。なお、GVドネーションには、ハビタット・ジャパンがGVプログラムを運営するための費用が含まれています。その内訳は、約8割が受入国にGVホスティングドネーションとして寄付され、GVチームを受け入れるための直接的な費用(準備や人件費)のほか、受入国で住宅建築支援を行う費用に充てられます。

#### ➤ 加入必須GV向け海外旅行保険

受入国での建築活動中を含み、チームのGVプログラム期間内に起こりえる疾病やケガなどのリスクに備えた海外旅行保険です。GV参加者の加入は必須です。保険料は日数により異なります。補償内容など詳細は本紙P24「GVボランティア中の海外旅行保険」をご覧ください。

#### ➤ 緊急時対応用資金

災害や治安情勢の突如とした悪化などにより、渡航中のチームに対して緊急対応が必要となる際に用いる緊急時対応用資金です。GV参加毎に1,000円/名を頂戴し、緊急時対応用資金として積み立てられます。



## 7. GVプログラムに掛かる費用

### ➤ イノベーションファンド

GVプログラムの安定的な維持運営とプログラム開発のために、ハビタット・インターナショナルへ支払う費用です。一人20ドルになるため、プログラム参加費請求時に円換算し請求します。

### ➤ 現地滞在費

チームリーダーは渡航前にホスティングコーディネーター（もしくはセンディングコーディネーター）のサポートを受け、GV期間中に掛かるチームの予算（GV期間中の宿泊費や食費、空港やプロジェクトサイト間の移動費、SLEA実施に掛かる費用などを含んだ現地滞在費）を作成します。予算が確定次第、リーダーは参加者から現地滞在費を集め、渡航先で支払いを行うか、もしくは事前に受入国側に予算額を送り、受入国を介して各所に支払うことができます。

### ➤ 渡航費用

航空券や査証の手配、またその費用の支払いはチームの責任で行います。受入国が決まり次第、査証の有無を確認し必要に応じて事前申請を行うとともに、航空券を手配ください。なお、メンバーの到着日時が異なる場合は送迎回数が増え、費用がかさむため、同一フライトの利用を推奨。

### ➤ チーム予備金

病気やケガの治療費など、予想外の支出が生じた際に対応できるように、緊急用予備金（ATMカードなどの代用も可）の用意を推奨しています。チームリーダーはこの費用を管理し、緊急時にチームの合意をえた上で予備金として活用することができます。



## 8.GV参加に向けた準備一覧

### 8. GV参加に向けた準備一覧





## 8.GV参加に向けた準備一覧

### ◆ ファンドレイジング

GVチームの役割として、ハビタットはチームが「GVプログラム参加費」の一部を寄付として集めること(ファンドレイズすること)を奨励しています。ファンドレイズの取り組みは、寄付を集めるだけでなく、受入国の状況や貧困住居に関する問題をチームで事前に理解し、周りの方に伝え広める機会になります。

ファンドレイジングには、地域の企業や団体から協賛金を得たり、バザーなどのイベントを開催したり、クラウドファンディングを通じて広く寄付を募る方法があります。事前のファンドレイジング活動はチームビルトの機会にもつながりますので、事前に計画と目標を立て、メンバー全員で楽しんで行いましょう。

### ◆ 提出必須書類

GV参加にあたり、参加者は以下書類の提出が必須です。

#### ➤ GVオンライン参加登録

参加者の持病や障がい、アレルギーの有無をはじめ、緊急時の連絡先を登録するフォームです。登録情報はチームのGV参加者リストとしてまとめられ、緊急時に備えてハビタットおよびチームリーダーとサブリーダーが管理します。偽りなく申告・登録ください。

#### ➤ 「ボランティア行動規範」及び「ボランティア参加に係る誓約書」の提出

ハビタットを代表するボランティアとして遵守いただく規則への同意。

#### ➤ 「ボランティア合意書及び権利放棄と免責合意書」の提出

GV参加にあたり発生しうるリスクを理解し、そのリスクを引き受けることへの合意。

#### ➤ 「未成年者治療および旅行に関する保護者承諾書」の提出

親権者あるいは後見人として未成年者の監督をゆだねられた成人の指定。※未成年参加者のみ提出

#### ➤ パスポートコピー

写真とパスポート番号が記載されているページのデータ提出 ※対象国のみ

## 9. 渡航に向けた準備一覧

### 9. 渡航に向けた準備一覧

#### ◆受入国への渡航・安全情報について

最新情報は在外公館のホームページより確認いただくことができます。在外公館をはじめ、複数の情報を確保するように努めてください。(詳しくはP33「15.渡航先の治安情勢について」を参照)

- [在外公館長及び在外公館ホームページ](#)
- [外務省海外安全ホームページ](#)

#### ◆ パスポート及び査証について

海外渡航に必要なパスポートの残存有効期間は渡航先により異なります。求められる期間を確認の上、パスポートの残存有効期間を確認ください。

また、査証(ビザ)の要否は、渡航先に加えて国籍により異なります。GV参加にあたり取得が必要となる査証の種類についてはハビタット・ジャパン事務局までお問い合わせいただくか、渡航先の大使館または領事館にお問合せいただくなど、常に最新の情報を入手した上で、各自の責任のもとに申請をお手続きください。

#### ◆ その他の留意点

- **気候:** 現地の気候を調べて準備をするようにしてください。
- **通貨:** 換金場所の確認。余った現地通貨を日本円に戻せるかについても事前に確認しておきましょう。
- **文化:** 受入国の文化について調べ、理解を深めることは、現地の人々とより良い関係を築く上で大切なことです。また現地では日本について聞かれる機会も多くありますので、英語や現地の言葉で説明できるようにしておくことをおすすめします。
- **言語:** 英語だけでなく、現地の言葉を少しでも覚えると、よりコミュニケーションが深まります。また現地ではリーダーだけではなく、メンバーも英語で簡単なスピーチを求められることもありますので、準備をすることをお勧めします。
- **食事:** 現地の食事が合わない場合に備え、栄養補助食品などを持参することをおすすめします。食物アレルギーや食事制限のある参加者は、オンライン参加登録の際にその旨を必ず記入してください。
- **GVボランティア中の海外旅行保険:** GVプログラム期間中の病気やケガはハビタット指定の海外旅行保険でカバーできますが、一部のケガ(P.12「GV期間に含められない活動」参照)などは対象外です。
- **健康管理:** 出発までに万全な健康状態になるよう体調管理に努めてください。持病や障がいをお持ちの方は、オンライン参加登録の際にその旨を必ず記入し、併せて、かかりつけの医師に、現在の健康状態や受入国での健康管理について渡航前に相談してください。出発直前のチーム合宿や予防接種は、集団感染や免疫低下の恐れがあるので極力控えましょう。

## 9. 渡航に向けた準備一覧

### ◆ 渡航前にご家族と共有いただく書類

受入国での活動中、常に家族と連絡がとれる体制を確立してください。そのために、以下の書類は渡航までにご家族と共有ください。

- フライトスケジュール
- 現地での日程表
- 緊急連絡先情報一覧（※出発までに完成させる連絡先情報一覧です）
- チームの国内緊急連絡網（※LINEなどのグループ機能の代用も可）

### ◆ 現地へ持っていくもの（持ち物）

#### 現金

- 現金、クレジットカード、海外で使えるATMカードなど ※換金時はレシートを保管

#### ハンドブックと必要書類

- 本紙およびパスポートと健康保険証のコピーや緊急時の連絡先リスト（コンタクト情報一覧）（リーダーはチームリストと該当者がいれば「未成年者保護者承諾書」を常に携行）

#### 衣服・靴

##### ワークサイトにおいて：

- つま先の閉じている丈夫な靴  
作業用安全靴（推奨）、つま先の開いている靴は作業中大変危険なので禁止
- 動きやすい服装  
長袖のTシャツ、丈夫な長ズボン  
＊すり傷、切り傷、日焼け、虫刺されなどを避けるため、半そで・半ズボンはお勧めしません。
- 厚手のソックス
- つばの広い帽子
- 雨具（レインコートやヤッケ）
- 作業手袋や防塵マスクなど  
＊一般的な不織布のマスクや軍手は準備されています。

#### その他の持っていくと良い衣料品

- 正装  
公式の場（教会や寺院など）への訪問時は、肌の露出を避けたYシャツ/長ズボンやワンピースを着用
- 歩きやすい靴  
自由時間に着用するスニーカーやサンダル
- トレーナーやセーターなど、羽織もの  
※空港やホテル、バスなどは冷房が効いて寒いことがあります。

#### 化粧品類、洗面用具など

- 日焼け止めローション（SPF 30 以上が目安）  
＊強い日差しに対処するために、充分な日焼け止めローションを持参し、頻繁に使用することをお勧めします。
- バスタオルとフェイスタオル  
＊滞在先に備えがあるか確認ください。
- 石鹼、シャンプー、歯磨きセット
- 虫・蚊除けスプレー（可燃性でないもの。可燃性は機内に持ち込めません）  
＊建築現場での作業時、それ以外の外出時に頻繁に使用することをお勧めします。
- 除菌用アルコールスプレー・ウエットティッシュ
- トイレットペーパー

#### 医薬品

- 常備薬（下痢止め、胃腸薬など）  
＊持病などで服用が必要な薬は余分に携行し、処方箋のコピーもお持ちください。
- 紺創膏などが入った簡易な救急セット
- 脱水症を防ぐためのポカリスエットなどの粉末  
※多量の汗により塩分が失われます。
- 熱中症対策用の飴
- 眼鏡、コンタクトレンズのスペア
- マスク（感染症予防やほこり対策のため）

#### 持参すると役立つ持ち物

- 折りたたみ傘
- サングラス
- カメラ
- 懐中電灯と電池
- 電圧変換機とアダプター
- モバイルバッテリー
- カロリーメートやスナックなどの軽食など



## 10. 渡航中の注意点

### 10. 渡航中の注意点

#### ◆ 建築作業の安全性について

GVプログラムでは専門的な知識や経験の有無に関わらず、誰でも建築活動に参加していただけます。砂を運んだり、セメントをこねたり、あなたにできる仕事が必ずあります。建築現場では、必ずスタッフの指示に従い行動してください。ひとりひとりがスタッフの指示に従うことは、作業する全ての人たちの安全を確保することにつながります。

建築現場での規則、現場作業手順を含む説明は、初日の作業開始前にホスティングコーディネーターもしくは建築現場の責任者より行われます。建築現場であるかないかに関わらず、GVプログラムの全日程に適用される安全についてのガイドラインは以下の通りです。

- 建築現場でオリエンテーションを受ける。
- 救急箱がどこにあるのか、何が入っているのかを事前に確認しておく。
- 最も近い病院、医療センターの場所を確認しておく。
- 工具、はしご、足場などを、毎朝、作業前に点検する。
- 作業中に起こりえる災害を想定し、未然に防ぐ方策を考える（KY活動（危険予知活動））。
- 失敗やケガを防ぐために、仕事に集中する。
- 過度に疲れてしまう前に、休憩をとる。
- 日焼け止めて皮膚を守り、紫外線を防ぐ服装で作業する。
- 脱水症状を防ぐために、十分な水分補給をする。
- 安全性に問題のある状況、事故などはすぐに現場スタッフに報告する。
- ケガや事故、体調不良などの場合は、直ちにチームリーダーと現場スタッフへ報告する。
- 毎日作業終了時に、使用した道具、工具などを元の場所に戻す。
- 翌日の作業に備えて、心と体に十分なエネルギーを補給するため、十分な睡眠をとる。

※ケガや事故、体調不良などの場合は、  
大小問わず直ちにチームリーダーと現場スタッフへ報告。

## 10. 渡航中の注意点

### ◆ 現地での諸注意

GV期間中は、文化や宗教、言語が異なる人々と共に活動する上、食事や気候など生活環境も異なります。異文化経験を楽しむ一方、戸惑われることもあるでしょう。この章では旅の支度に必要な心構えについて考えたいと思います。

#### ➤ 不満やトラブルへの対処

不満やトラブルは日本に持ち帰らず、その場で解消するよう試みてください。不満やトラブルは言葉の問題から生じる誤解が原因であることがほとんどです。必要に応じて日本側のセンディングコーディネーターにもご相談ください。

#### ➤ 建築サイトと宿泊先の環境

日本と異なる住環境に備えておいてください。とくに現地のトイレは大変簡素なものです。皆さんにとって不満足なことでも、受け入れ側は最善を尽くしています。多少の不便を覚悟してご参加ください。

#### ➤ 建築作業中のチームワーク

お互いのリズムに慣れ、建築作業が軌道に乗り出すまでには多少時間が必要です。言葉や習慣、価値観などが異なる人々が集まるわけですから、自分の考えを押し付けることは避けて下さい。また体力にも個人差がありますので、お互いに気を配るようにしましょう。

#### ➤ コミュニケーション

現地では、行き過ぎた愛情表現を控え、現地の文化に敬意を払いましょう。自身にとって当たり前でも、異文化の中では不快だと思われることもあるということを常に心に留めておきましょう。また、相手の言うことを理解しないまま生半可な返事をすることは避けてください。トラブルの原因になります。

#### ➤ 振り返り

一日の始まりや終わりには全員が集まり、振り返りの時間をもつことをお勧めします。

#### ➤ モノを大事にする

訪問先となるコミュニティや受入国ハビタットの所有物を大切に使用してください。自分たちが使うものはすべて相手の資産であるということを意識してください。滞在場所や建築サイトでは整理整頓を心掛け、使ったものは元の場所にもどしてください。

#### ➤ 安全

受入国での滞在中、単独行動はせず、常に2人以上のグループで行動し、リーダーやハビタットのスタッフに予め行き先を知らせてください。

##### 【大雨・台風が近づいていたら】

- 外出は控えるようにしましょう。
- ホスティングコーディネーターと連絡を取るほか、情報収集に努めましょう。
- 停電などに備えて、懐中電灯やラジオをあらかじめ手元に用意しておきましょう。
- ベランダを確認し、飛ばされる危険があるものは室内に取り込みましょう。
- 大雨により地盤がゆるみ、がけ崩れが起こる可能性のある場所には近づかないようにしましょう。
- ホテルや活動地の周辺に川がある場合は、川の増水に注意しましょう。

## 10.渡航中の注意点

### ➤ その他

- 自分の持ち物から目を離さず管理し、スリに注意してください。
- 換金方法は渡航前にホスティングコーディネーターに確認するほか、余った通貨を受入国で、また日本国内で円に戻すことができるかを事前に調べてください。
- 換金時は明細を確認し、正しく換金されたかを確認し、明細は帰国まで保管してください。
- ハビタットはGVプログラムでの経験があなたにとって意義あるものになることを願っています。家族や保護者と連絡を取り合い、心配をかけないよう配慮してください。
- 不測の事態が発生した際は、チームリーダーとホスティングコーディネーターの指示に従って行動してください。(P29「緊急時対応プラン」参照)

### ➤ 道具や衣服の寄贈

チームメンバーが建築活動のために持参した道具や、交流のために持参したおもちゃ、衣服などを、直接ワーカーさんやコミュニティの人々に贈ることはできません。寄贈を希望する際は、まずはホスティングコーディネーターに相談ください。(P14「ギフトギビングポリシー」を参照)

### ➤ 個人的な交流

「ボランティア行動規範」に則り、ボランティアは、コミュニティ内にいる家族や子ども、またコミュニティのメンバーと個人的な連絡を取ることは推奨されていません。「ボランティア行動規範」への違反をはじめ、ハビタットのスタッフや関係者に不適切な行為が疑われる場合は、速やかにハビタット・ジャパンのプログラム担当者またはセーフガーディング担当に連絡ください。(P10「国内セーフガーディング窓口」参照)

## II.GVボランティア中の海外旅行保険

### II.GVボランティア中の海外旅行保険

GVプログラムに参加される方は全員、ハビタット・ジャパンが包括契約している、海外旅行保険（引受保険会社：ジェイアイ傷害火災保険）に加入して頂きます。この保険がGVプログラムに参加される方の保険として、補償内容や保険金額等が意向に相違していない事を確認のうえ、参加日数分の保険料をハビタット・ジャパンにお支払いください。

(注)：海外旅行保険はGVプログラムに参加期間中のケガや病気の治療費用、飛行機遅延により生じた諸費用や携行品の盗難などによる損害をカバーする保険です。補償対象外の事由については次ページの海外旅行保険の概要をご確認ください。

#### ◆ 保険補償期間

保険加入期間は、GVプログラム参加のために自宅等を出発したときから、ハビタットが手配したGVプログラムの実施期間終了後、自宅に帰着するまでとなります。なお、単独で他のメンバーよりも長く現地に滞在する場合の期間やGVプログラム終了後にチームが独自で滞在を延長し観光を行う期間などで、保険加入期間外の事故は、当保険ではカバーされませんので、ご注意ください。

#### ◆ 保険料のお支払い方法

チームメンバーは、チームリーダーに加入期間分の保険料をお支払いください。チームリーダーは、チームの保険料の合計金額をハビタット・ジャパンへ振り込んでいただきます。

※69歳以下と70歳以上で保険料は異なりますのでご注意ください。

#### ◆ 本プログラムの補償内容と保険金額

補償項目	保険金額(ご加入金額)
傷害死亡	3,000万円
傷害後遺障害	3,000万円(注1)
(ケガ・現地で発症した病気等の)治療・救援費用	無制限(注2)
疾病応急治療・救援費用	300万円
疾病死亡	500万円
旅行中断費用	100万円
旅行事故緊急費用	5万円
個人賠償責任	1億円
携行品損害	10万円(注3)

(注1)後遺障害の程度に応じて後遺障害保険金額の4%～100%のお支払いとなります。

(注2)「治療・救援費用補償特約」の保険金額を無制限とすることで、「治療・救援費用」を終身補償するものではありません。

(注3)乗車券・航空券については合計5万円限度でのお支払いとなります。

(注4)補償内容や保険金額等お申込みの内容が、お客様の意向通りの内容になっているかご確認のうえお申込みください。

※以下は補償に含まれません  
・歯科治療費用

# 海外旅行保険の概要

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の事故によるケガが原因で <b>180日以内</b> に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。  注 同一のケガにより、【傷害後遺障害】を支払いしている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術 ⑦戦争、革命などの事変（テロ行為を除きます。） ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染 ⑨自動車等による競技、競争、試運転など
傷害後遺障害	海外旅行中の事故によるケガが原因で <b>180日以内</b> に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の <b>4%～100%</b> を支払います。  傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合
疾病死亡	海外旅行中に病気により死亡した場合に、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。		【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、⑦、⑧により発病した病気に加え、 ・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ・歯科疾病など
治療・救援費用  妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット	<治療費用> 被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガにより治療を受けた場合 ②海外旅行中に発病した病気により旅行終了後 <b>72時間</b> を経過するまでに治療を受けた場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症により旅行終了後 <b>30日</b> を経過するまでに治療を受けた場合  <救援費用> 被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガにより <b>180日以内</b> に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合 ②海外旅行中に発病した病気により海外旅行終了後 <b>30日以内</b> に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合 ③海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ④海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登はん中に遭難した場合 ⑤海外旅行中の事故により被保険者の緊急な搜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑥海外旅行中に誘拐され公的機関に届出された場合 など	1回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。  <治療費用> 被保険者が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。 (1)診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費 (2)保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 (3)法令に基づく消毒費用 (4)入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費（身の回り品購入費は <b>5万円</b> 、通信費と合算で <b>20万円</b> まで） (5)治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額等は控除します。）  注 1 <治療費用>は、ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて <b>180日以内</b> に要した費用に限ります。  注 2 日本国においてカイロプラクティック、鍼（はり）、灸（きゅう）の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。  <救援費用> 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。 (1)捜索救助費用 (2)救援者の現地までの往復運賃（救援者 <b>3名分</b> まで） (3)救援者の宿泊施設客室料（救援者 <b>3名分</b> かつ1名につき <b>14日分</b> まで） (4)治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額等は控除します。） (5)遺体処理費用（100万円まで）、遺体輸送費用 (6)救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費等（ <b>合計20万円</b> まで）  注 3 【保険金をお支払いする主な場合】<救援費用>の左記⑥は、1事故につき、 <b>300万円限度</b> に支払います。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の① <sup>(※1)</sup> 、② <sup>(※1)</sup> 、③ <sup>(※2)</sup> 、⑥、⑦、⑧、⑨によって生じたケガまたは発病した病気に加え、 ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 ・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気（海外旅行中に発生した妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により海外旅行中に治療を開始した場合については保険金を支払います。） ・歯科疾病（ただし、【緊急歯科治療費用】でお支払いできる場合があります。） 注 旅行出発前に発病した病気の疾病治療費用および救援費用は【疾病に関する応急治療・救援費用】で保険金をお支払いできる場合があります。 (※1) 自殺行為により、死亡した場合の<救援費用>は保険金を支払います。 (※2) 死亡した場合の<救援費用>は保険金を支払います。 など

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
疾病に関する応急治療・救援費用	<p>＜治療費用＞ 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気（※）が原因で海外旅行中に症状の急激な悪化により治療を受けた場合</p> <p>＜救援費用＞ 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気（※）が原因で海外旅行中にその症状の急激な悪化により3日以上続けて入院した場合 (※) 妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気および歯科疾病は含まれません。</p>	【治療・救援費用】の【お支払いする保険金】のうち、急激に悪化した病気1回につき、治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居等に帰着するまでに要した費用で、社会通念上妥当な費用相当額を300万円限度に支払います。	【治療・救援費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・治療の開始が海外旅行終了後の場合</li> <li>・治療または症状の緩和が目的の旅行の場合</li> <li>・海外旅行開始前に、渡航先の病院の診察の予約等が行われていた場合</li> <li>・海外旅行中も継続して支出することが予定されていた費用（透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカー等の継続使用に関わる費用、インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など）</li> </ul> など
個人賠償責任	<p>海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p><b>注</b> 責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p> <p>(※) 次の損害に対しては、右記の【保険金をお支払いできない主な場合】の記載に関わらず、保険金を支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害</li> <li>・居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に与えた損害</li> <li>・賃貸業者より直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害</li> </ul>	<p>1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできます。</p> <p><b>注</b> 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の⑦、⑧により生じた損害に加え、<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害</li> <li>・職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>・同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任</li> <li>・所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任（※）</li> <li>・心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>・暴行・殴打による損害賠償責任</li> <li>・自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任</li> <li>・罰金、違約金、懲罰的賠償金</li> </ul>など</p>
携行品損害	<p>海外旅行中に携行品（※）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合</p> <p>(※) 被保険者が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。）かつ携行する身の回り品をいいますが、次の物は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラムなど</li> <li>・被保険者が携行していない物</li> </ul>	<p>携行品1つ（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計5万円）を限度として損害額を支払います。携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。</p> <p><b>注1</b> 損害額とは再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費を支払います。</p> <p><b>注2</b> 旅券は、渡航先において旅券または渡航書の取得に要した交通費、発給手数料等を損害額とします（1事故につき合計10万円まで）。</p> <p><b>注3</b> 運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差押え等の公権力の行使</li> <li>・携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥</li> <li>・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷</li> <li>・偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故（故障等）</li> <li>・置き忘れ、紛失（※）</li> </ul> <p>など</p> <p>(※) 日本国における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。</p> <p><b>注</b> 有償で借りた携行品の損害に対しては、お支払いできません。</p> <p>ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、【個人賠償責任】で保険金をお支払いできる場合があります。</p>
旅行事故緊急費用	<p>海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故（※1）がもとで、被保険者が海外旅行中に負担を余儀なくされた費用（※2）を支払います。（※3）</p> <p>(※1) 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、証明されるものに限ります。</p> <p>(※2) ①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当な金額とします（払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。）。（③、⑦については、一定の条件に該当した場合に限ります。詳細は、重要事項説明書等でご確認ください。）</p> <p>(※3) (※2) の①～⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が海外旅行中の限度となります（③食事代は旅行事故緊急費用保険金額の10%が海外旅行中の限度となります。）。（⑦身の回り品購入費は、①～⑥とは別に、旅行事故緊急費用保険金額の2倍または10万円のいずれか低い額が海外旅行中の限度となります。）</p>		<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の②、③、⑦～⑨により生じた費用に加え、以下によって生じた費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反</li> <li>・地震・噴火、これらによる津波</li> <li>・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気</li> <li>・歯科疾病</li> <li>・運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休</li> <li>・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合</li> </ul> <p>など</p>

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行中断費用	<p>出国してから次のいずれかに該当したことにより、被保険者が旅行を中断し、直接帰国した場合</p> <p>①被保険者、同行予約者（以下「被保険者等」といいます。）、被保険者等の配偶者、親族が死亡または危篤となった場合</p> <p>②被保険者等、被保険者等の配偶者、親族がケガや病気（※）で入院した場合</p> <p>③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が遭難した場合や山岳登はん中に遭難した場合</p> <p>④事故により被保険者等の緊急な搜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合</p> <p>⑤被保険者等の居住する建物、家財が火災、台風、雪崩等により <b>100万円以上</b> の損害を受けた場合</p> <p>⑥被保険者等が裁判所へ出頭する場合</p> <p>⑦被保険者等の渡航先または訪れる予定の渡航先において、地震・噴火、これらによる津波、戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為等の事由が発生した場合</p> <p>⑧被保険者等に官公署の命令等が発せられた場合</p> <p>⑨被保険者等に避難指示等が公的機関から出された場合</p> <p>（※）妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。</p>	<p>被保険者が旅行中断したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行中断費用保険金額を限度に支払います（旅行が企画旅行の場合は下記1.または3.のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記2.または3.のいずれか高い額を支払います。）。</p> <p>1. 次の算式により算出した額  <math display="block">\text{旅行中断費用保険金額} = \frac{\text{帰国日以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}} \times \text{旅行代金のいずれか小さい金額}</math> </p> <p><b>注</b> 旅行代金について払戻しが受けられる場合は、旅行代金より払戻しの額を控除した額を旅行代金とします。</p> <p>2. 次の費用</p> <p>(1)取消料・違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用  (2)渡航手続費として支払った費用（旅行中断した後に使用できるものに対する費用を除きます。）</p> <p><b>注</b> 今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。</p> <p>3. 次に該当する場合の帰国に要する(1)、(2)の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空券等の購入の予約がされているか既に購入されている場合</li> <li>・旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合  (1)航空運賃等交通費  (2)宿泊施設客室料（<b>14日分限度</b>）、通信費、渡航手続費（<b>合計20万円まで</b>）</li> </ul> <p><b>注</b> 旅行中断したことにより払戻しを受けた運賃、治療・救援費用保険金により支払われる額を控除します。  <b>◎この特約の保険責任は、出国した時に開始します。</b></p>	<p>次の①～④により生じた費用</p> <p>①次のような原因により左記【保険金をお支払いする主な場合】の①～⑤に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>・けんか、自殺、犯罪行為</li> <li>・自動車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転</li> <li>・日本国内における地震・噴火、これらによる津波</li> <li>・渡航先以外における戦争、革命などの事変（テロ行為を除きます。）</li> <li>・核燃料物質による事故、放射能汚染</li> </ul> <p>②むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないものによって左記【保険金をお支払いする主な場合】の②が生じた場合</p> <p>③保険料領収前または出国日前日以前に、左記【保険金をお支払いする主な場合】の①～⑨に該当していた場合（ただし、保険料領収日と出国日のうちいずれか遅い日以降に該当した事由が、保険料領収前または出国日前日以前に該当していた事由と異なる場合（出国日前日以前に入院を開始し、出国後に危篤になった場合等）は、保険金をお支払いします。）</p> <p>④危険なスポーツまたは自動車等による競技、競争、試運転によって左記【保険金をお支払いする主な場合】の①、②が被保険者に生じた場合</p> <p>など</p>

## 用語のご説明

- 「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
- 「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
- 「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「特定の感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症をいいます。
- 「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（その代理人を含みます）をいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

▶ 海外旅行保険のご契約に関する重要な事項、約款については、右記二次元バーコードアクセス後の海外旅行保険サポートサイト内、「海外旅行保険 ご契約のしおり」を必ずご覧ください。



# II.GVボランティア中の海外旅行保険

## ◆海外安心サービス・Jiデスク

ジェイアイ傷害火災保険では、海外日本語対応サポートデスク「Jiデスク」を提供しています。Jiデスクは日本語で利用可能です。営業時間は滞在国（Jiデスク）によって異なります。営業時間外の場合は日本のJi事故受付センターにご連絡ください。

<Jiデスクのサービス内容>

トラブル時の各種ご相談受付	ご家族への連絡（ご希望に応じ）
医師・病院の案内・予約	医療通訳・日本語ガイドの手配
病院や日本への移送機関の手配	パスポート等の盗難時の手続きの案内
病院等への支払保証	救援者の渡航時のお手伝い

## ◆◆◆ Jiデスクご連絡先一覧◆◆◆

Jiデスク名	トールフリー	一般ダイヤル	営業時間	Jiデスクの休日	国別緊急ダイレクトコール
シンガポール	1800-732-0203	6733-5090	10:00 ~ 18:30	年中無休	800-8110-026
クアラルンプール	-	03-2330-3336	10:00 ~ 17:00	土・日・祝日・旧正月休 *電話はシンガポールに転送しての対応	1-800-80-0144
バンコク	1800-292-300	02-230-0492	09:00 ~ 18:00 (12-13除く)	土・日・祝日・旧正月休	001-800-81-19013
ホーチミン	-	028-3827-6097	09:00 ~ 16:00	土・日・祝日・旧正月休	120-81-004
ハノイ	-	024-3936-9432	09:00 ~ 17:30	土・日・祝日・旧正月休	
シェムリアップ	-	063-766212	09:00 ~ 16:00	土・日・祝日・旧正月休	-
ジャカルタ	-	021-2556-5573	09:00 ~ 17:00	土・日・祝日・旧正月休	001-803-81-7007
マニラ	1800-10-893-7155	02-8832-5504	08:45 ~ 17:45	土・日・祝日休	1-800-1-8110069

- Jiデスク営業時間外の際は国別緊急ダイレクトコール、もしくは日本国内の事故受付センターにご連絡ください。国内事故受付センター：+81-3-6634-4151
- 日本帰国後に保険金請求を行う場合、請求窓口にご連絡ください：0120-395470

※ご連絡いただいた際、サービス料や発信・着信料金が掛かる場合がございます。完全無料をお約束するものではありません。

※各国の通信事情により、ご利用できない場合があります。（携帯電話・固定電話に限らず）また、トールフリーは該当国以外からはご利用いただけません。

※電話の掛け方や通話料の詳細は、ご加入の各携帯会社にご確認ください。

Jiデスクの 最新の連絡先  
営業時間はこちら↓

### こんな時にJiデスクをご利用ください

- 病院やクリニックなど医療機関をお探しの際  
(最寄りに提携病院があれば、キャッシュレスで治療を受けられる可能性があります)
- 医療機関に医療費の支払保証をする必要があるとき
- 手荷物の盗難等のトラブルに遭ったので相談をしたいとき



### Jiデスクへお電話する際は、以下の情報を伝えください。

- ジェイアイの海外旅行保険加入者であること
- 被保険者名
- 26年度証券番号およびID No. JS20K01844

※上記は2024年10月時点における一般的に実施しているサービスをご案内するものであり、ご加入の保険内容・事故内容（保険対象であるか等）・状況・世界情勢等の理由により、一部または全部のサービスが提供できない場合がございます。

サービスの詳細につきましては、IDENTIFICATION CARD、または右記二次元バーコードアクセス後の海外旅行保険サポートサービスサイトをご参照ください。

## 12.緊急時対応プラン

### 12. 緊急時対応プラン

参加者がケガをした、または病気になった

本人やその他の者がチームリーダーおよびホスティングコーディネーター、もしくは活動に同行する現場コーディネーターに即時に報告する。

#### A.軽症のケガ・病気

A1. 現場で処置を行う、もしくは近隣の病院を受診。コーディネーター不在等で相談できない場合はGV保険会社のサポートデスク(以下、Jiデスク)に相談する。Jiデスクに繋がらない場合は、日本の窓口(+81-3-6634-4151)に連絡する。

A2. 該当参加者が未成年者の場合は「保護者承諾書」に指定された未成年者の保護監督者が同行し、承諾書も携行する。必要に応じて、英語が話せるメンバーも同行する。

A3. クリニックを受診した際は、全ての書類を保管する。※GV保険指定の海外旅行保険金請求書に医師より必要事項を記入してもらう。もしくはクリニック指定の診断書を発行してもらう。診断費や処方箋費用の領収書を保管。

A4. 快復するまでホテルで休息をとるか、活動現場で体調の回復を見ながら無理のない範囲で作業に参加する。

A5. 健康観察を続ける。チームリーダーはセンディングコーディネーターに報告するとともにWebリンクによりインシデントレポートを提出する。

容態が悪化した場合は、「B.重篤なケガ・病気」に進む

#### B.重症なケガ・病気

B1. 救命・応急処置を行うとともに、状況に応じて救急車を呼ぶ。必要な行動を取った上で、GV保険会社のサポートデスク(以下、Jiデスク)に連絡する。Jiデスクに繋がらない場合は、日本の窓口(+81-3-6634-4151)に連絡する。

B2. 救急車を使わない場合、コーディネーターとも相談しつつ、搬送先を決める。コーディネーター不在の場合は、Jiデスク(繋がらない場合は、+81-3-6634-4151)に相談し、病院の紹介をうける。

B3. 搬送の際、該当参加者が未成年者の場合は、「保護者承諾書」に指定された未成年者の保護監督者が同行し、承諾書も携行する。必要に応じて、英語が話せるメンバーも同行する。

B4. 応急処置や搬送など必要な処置がひと段落した時点で、速やかに該当参加者が登録した緊急連絡先及びハビタット・ジャパンに報告する。

B5. 医療機関では、診察した医師の初期診断、診察、予後の確認を行う。医療機関より「支払保証」を求められる場合は、Jiデスクに連絡を入れる。

B6. 医師の指示に従い、該当参加者を入院させる(推奨される場合)。必要に応じてJiデスクとの連絡を維持する。GV保険会社への請求に必要な書類(指定の診断書含む)を確認し、すべての書類・領収書を取りそろえ、保管する。

B7. 必要な場合は、医師及び保険会社の指示に従い該当参加者を国外へと緊急搬送する

B8. 快復した場合、医師の指示に従い退院後ホテルまでの搬送を手配する。搬送費・医療費の支払いが発生した場合、帰国後に払い戻を受けられるよう必要書類を確認(診断書や領収書など)し、保管する。

B9. 退院後、健康観察を行うと共に、緊急連絡先をはじめ、受入国および派遣国側のコーディネーターに予後を定期的に報告。チームリーダーはWebリンクによりインシデントレポートを提出する。

## I 2.緊急時対応プラン



天候や自然災害、またはチームメンバーに脅威を与えるあらゆる種類のテロ、戦争、潜在的な誘拐、暴動、犯罪行為が発生



### C.緊急事態発生時

C1. 緊急事態が発生した際、もしくはその兆候がある際は、ホステイングコーディネーターに通知するとともに、まずはグループとして行動し、安全を確保すること。

C2. チームメンバー全員がそろっているかを確認し、受入国及び派遣国側のコーディネーターと連絡を取りあう。連絡が取れない場合、派遣先の日本大使館と連絡を取り、救援を求める。

C3. チームメンバーが負傷し、医療処置が必要な場合、ステップA.またはB.の手順に沿った対応を取る。

C4. 受入国に留まることが最善と決定された場合、チームはその場で避難指示をうけることがある。ホテル、大使館、学校などの安全な場所に避難する。

C5. 状況が許せば、派遣国及び受入国側のコーディネーター、参加者の緊急連絡先に、チームの状況、具体的なニーズ、当面の計画について説明する。

C6. 国外退避が検討されている場合は、「D.緊急時の国外退避」に進む。

C7. 安全が確保され次第、チームリーダーはWebリンクよりインシデントレポートを提出する。

緊急事態によりチームの国外退避が必要な事案が発生



### D.緊急時の国外退避

D1. 受入国に留まるか退避するかの決定は、ハビタット・インターナショナルの危機管理担当者が、受入国および派遣国側のプログラム担当及び関連機関と協力して決定します。チームリーダーは、ハビタット・インターナショナルの決定よりも前に、派遣国側プログラム担当と相談した上で、チームとして国外へ緊急避難することができます。ただし、その避難にかかる費用は、チーム負担となる場合があります。

D2. 個人またはチームの緊急国外避難が決定されると、時間や集合場所、荷物の持ち込みの可否などが指定されます。通常、スーツケース1個と機内持ち込み手荷物のみ可能です。

以下手荷物の一例です

- 薬(处方薬と市販薬)、医療/歯科記録、予防接種カード、予備の眼鏡と処方箋。処方箋薬は、薬局の容器に入れることを忘れずに。
- パスポートと運転免許証
- 通貨とクレジットカード
- 携帯電話
- 旅行者一人分の身の回り品と着替え
- 保存食

D3. 安全が確保され次第、チームリーダーはWebリンクよりインシデントレポートを提出する。

# I 3.GVボランティア保険金請求手続き

## I 3. GVボランティア保険金請求手続き

1. 帰国後、保険金請求者は必要書類（原本）を郵送にてJi保険に提出。  
※必要書類は申請内容によって異なります。「海外旅行保険金ご請求のご案内」（下部参照）をご確認頂ください。  
※請求用紙、診断書及び領収書、その他提出書類はコピーをとっておき、保険金請求が完了するまで保管しておくこと。
2. 請求内容の審査後、Ji保険より保険金請求者へ申請した費用が返金される。

「海外旅行保険金ご請求のご案内」および診断書、請求書の用紙は  
こちら（右QRコード）よりダウンロードいただけます：

<https://www.jihoken.co.jp/images/procedure/kaigai.pdf>



**ご注意：**保険の請求金額が少額と思われる場合や、診察の結果が深刻なものでない場合、その時それ以上の医療処置が必要ないと診断された場合でも、後に有効な保険金請求ができるよう  
に全ての手続きをすませることをお勧めします。

### 保険請求書類郵送先：

〒330-9890  
さいたま新都心郵便局私書箱70号  
ジェイアイ傷害火災保険株式会社  
保険金請求書類受付センター  
電話 0120-395470



## I4. 健康管理について

### I4. 健康管理について

ハビタットは医療機関ではないため、渡航にあたって接種すべき予防接種や持参すべき薬などについて助言することはできません。かかりつけの医師にご相談いただくほか、下記のウェブサイトで現地の状況を確認することをお勧めしています。参加にあたり、どのような医療的な予防措置をとるかは、自己責任のもとご判断いただくことになっています。

渡航に関する健康アドバイスが記載されているウェブサイト:

- [厚生労働省検疫所、海外渡航者のための感染症情報](#)
- [Center for Disease Control Travelers' Health](#) (英語のみ)
- [World Health Organization](#) (英語のみ)

健康管理に関するガイドライン例:

- ・飲食前の手洗いの徹底。手洗い場がない際は、除菌シートなどを使って消毒しましょう。
- ・生水は浄化処理がなされずバクテリアや寄生虫がいることがあるため絶対に飲まず、ミネラルウォーターを購入すること。レストランで出される氷や水も煮沸されていない場合が多いので避けること。
- ・河川で水浴びをしたり泳いだりした後は、徹底的に全身を洗い、切り傷などケガをしている箇所がある場合は消毒する必要があることをメンバーに注意喚起すること。
- ・現地の店で買った果物や野菜は、食べる前に必ず殺菌処理された水で洗うこと。
- ・屋台の料理を食べる際は、充分火が通っているか、衛生的かを自己判断し、注意すること。
- ・涼しく湿気のある気候では低体温症になったり、東南アジアなど多くの国は熱帯地域のため、常に過度の日焼けや熱中症にかかる危険性があることに注意すること。これらの症状を防ぐためにも、建築現場では日焼け止めを塗り、帽子をかぶり、長袖長ズボンの衣服で直射日光を避けるように心がけること。また長時間に渡っての建築現場での活動は慣れない作業であるため、意識して休憩を取り、身体を休めるよう注意すること。
- ・急な疲労感、吐き気、めまい、頭痛などの症状は、熱中症の可能性があります。木かげ等涼しい場所に移動し、水で濡らしたタオルで全身を拭き体温を39°Cまで下げる(下げすぎはよくない)こと。また、塩分のある水(スポーツドリンクなど)を大量に摂取すること。自覚がないまま高熱(40-41°C)になると意識がなくなる事もあるので注意すること。その場合はすぐに病院に搬送するようにしてください。
- ・充分な水分を取ること。充分な水をとらないと脱水症状になる可能性があります。脱水症状は疲労感、活力の欠如、頭痛、めまい、排尿の少なさ、色の混じった排尿、発汗の少なさ、そして時には胃痙攣といった症状がでます。脱水症状の兆候があれば、日陰で休み、水分補給(塩分補給)してください。また必要に応じて病院へ搬送してください。
- ・野犬や野生動物に噛まれた場合、狂犬病になる可能性があるため、近づかないように注意すること。
- ・蚊を媒介するウイルス疾患であるデング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、日本脳炎、ウエストナイル熱、黄熱や原虫疾患であるマラリアは、主に熱帯、亜熱帯地域で流行しています。虫よけ、蚊よけスプレーまた長袖の着用などで、蚊などの害虫に刺されないよう注意してください。



## 15. 渡航先の治安情勢について

### 15. 渡航先の治安情勢について

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナルには、各国の情勢や治安を把握する危機管理チームを構え、スタッフやボランティア、また関係者の安全を第一に、最新の情報収集に努めています。ハビタット・フォー・ヒューマニティ・インターナショナルの安全規定に基づき、ある国・地域での活動には危険があると判断した場合は、ボランティアの受入れが停止され、その国・地域でのGVプログラムは休止となります。

GVプログラムを含め、いかなる海外旅行にも危険はつきものです。参加者は、危険が起こる可能性を念頭に置き、渡航前、また渡航時に必要な判断を下すことが求められます。受入国の情勢について最新の注意を払うためにも、渡航前から帰国まで、外務省が配信する安全情報を収集ください。外務省海外安全ホームページは[こちら](#)。

#### ➤ 「たびレジ」登録のお願い（推奨）

海外に渡航する邦人向けに外務省が提供する最新の安全情報を配信する無料のサービスです。登録すると、渡航予定先の最新の安全情報や注意事項が電子メールで提供されます。渡航先の日本国大使館などが在留邦人に出す緊急一斉通報や、最新の渡航情報をリアルタイムで受け取ることができます。更に、現地で大きな事件や事故、災害が起きた場合には、たびレジに登録された連絡先を基に、日本国大使館などから緊急連絡が行われるため、スムーズに支援が受けられます。「たびレジ」の登録は[こちら](#)。

なお、日本国籍以外の方については、自国が発する海外安全情報をはじめ、渡航先における自国の領事館が発する情報をご確認ください。

#### ➤ 旅行に関してのアドバイス：

下記のウェブサイトでは、一般的な旅行に関するアドバイスや情報を得ることができます。査証の有無をはじめ、一般的な情報収集を行い、渡航に向けた準備を進めてください。

#### ◎日本語サイト

- [地球の歩き方](#)
- [日本橋夢屋](#)

#### ◎英語サイト

- [Intrepid Travel](#)
- [Lonely Planet](#)
- [Fodor's Travel Online](#)
- [Travel Advice:](#)
- [Frommers Travel Guide](#)
- [National Geographic](#)

## 16. キャンセル規定について

### 16. キャンセル規定について

ハビタット・ジャパンを通じて参加する 海外建築ボランティアプログラム (GV: Global Village program) に関して、申込み後の参加取消し及びプログラム開始後の活動中止(以下、「キャンセル」)が行われた場合のキャンセル料ならびにGVドネーション等の返金について、以下の通り、規則を定めます。

#### ◆ 参加者側の事情でチームが GV をキャンセルする場合

- 出発日からさかのぼって 45 日から 31 日前までにキャンセルが行われた場合  
=>予約金 15 万円に加え、参加者一人当たり 1 万円をキャンセル料としてお支払いただきます。
- 出発日からさかのぼって 30 日以内にキャンセルが行われた場合  
=>保険料・緊急時対応用資金以外は返金できません。
- 出発後  
=>保険料・緊急時対応用資金を含め一切の返金ができません。

\*予約金の 15 万円は、キャンセルの時期にかかわらず、原則として返金できません。

\*滞在国を変更する場合も当初の 15 万円は返金できません。また、新しい滞在国への予約に際して、予約金 15 万円を別途お支払いただきます。

<参加者側都合によるチームの参加取消しの場合のキャンセル料>

キャンセル日	出発からさかのぼって			出発後
	46日前まで	45-31日前	30日以内	
キャンセル料	予約金15万円	予約金15万円+ 参加者一人当たり 1万円	保険料・緊急時 対応用資金を除く 全額	保険料・緊急時 対応用資金を含む 全額

#### ◆ 参加者側の事情で個人が GV をキャンセルする場合

- 出発日からさかのぼって 45 日から 31 日前までにキャンセルが行われた場合  
=>参加者一人当たり 1 万円をキャンセル料としてお支払いただきます。
- 出発日からさかのぼって 30 日以内にキャンセルが行われた場合  
=>保険料・緊急時対応用資金以外は返金できません。
- 出発後  
=>保険料・緊急時対応用資金を含め一切の返金ができません。

<参加者側都合による個人の参加取消しの場合のキャンセル料>

キャンセル日	出発からさかのぼって			出発後
	46日前まで	45-31日前	30日以内	
キャンセル料	なし	参加者一人当たり 1万円	保険料・緊急時 対応用資金を除く 全額	保険料・緊急時 対応用資金を含む 全額



## 16. キャンセル規定について

### ◆ 不可抗力に基づく問題や事柄のために GV がキャンセルとなる場合

- 不可抗力に基づく問題や事柄(国内外における治安の悪化や自然災害の発生、またそれに基づく退避勧告の発出等)によって、予定していた受入先での活動が困難となった場合、ハビタットと相談の上、以下のいずれかをお選びいただきます。

<出発前>

- ✓ 日程を変えずに他の受入先(他国を含む)で活動を行う。
- ✓ 日程を変えて同じ受入先で活動を行う。
- ✓ 参加を取りやめる=>予約金 15 万円を除くGVドネーション等全額を返金致します。

<出発後>

- ✓ 日程を変えずに同国内の他の受入先で活動を行う。
- ✓ 活動を中止する。  
=>保険料のみ、未利用分を日割り計算して返金致します。

### ◆ ハビタット側の事情で GV がキャンセルとなる場合

- 主にハビタット側の事情によって予定していた受入先での活動が困難になった場合、ハビタットと相談の上、以下のいずれかをお選びいただきます。

<出発前>

- ✓ 日程を変えずに他の受入先(他国を含む)で活動を行う。
- ✓ 日程を変えて同じ受入先で活動を行う。
- ✓ 参加を取りやめる=>予約金 15 万円を含むGVドネーション等全額を返金致します。

<出発後>

- ✓ 日程を変えずに同国内の他の受入先で活動を行う。
- ✓ 活動を中止する。  
=>予約金 15 万円を含むGVドネーションは、未利用分を日割り計算して返金致します。  
=>保険料は、未利用分を日割り計算して返金致します。

### 【ご留意事項】

※1 受入先での活動が困難であるかどうかの判断はハビタットにて行いますこと、また、キャンセルによって生じた一切の損害につきましては責任を負いかねますことを何卒ご了承ください。

※2 出発日は、自宅を出発する時刻を基準と致します。

※3 本プログラムへの参加に伴い発生する旅費(航空券やホテル等の代金)につきましては、ご利用になれる旅行代理店等の定める規定に従うものと致します。

※4 本規定に基づいて支払われたキャンセル料は、ハビタット・ジャパンの活動に充てられます。



**MEMO**

**MEMO**



**MEMO**

**MEMO**



**MEMO**

**MEMO**



**MEMO**

**MEMO**



認定NPO法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン  
〒160-0022 東京都新宿区新宿5-11-25 アソルティ新宿5丁目301  
Tel: (03)-6709-8780 Fax: (03)-6709-8787  
E-mail : [info@habitatjp.org](mailto:info@habitatjp.org) URL : <http://habitatjp.org>